

茅ヶ崎市営水泳プール専用利用規約

第1条【趣旨】

この規約は茅ヶ崎市営水泳プール（以下、「プール」という）の専用利用にあたり、必要な規程を茅ヶ崎市営水泳プール条例（以下、「条例」という）、及び茅ヶ崎市営水泳プール条例施行規則（以下、「施行規則」という）に準じて指定管理者が定めたものである。

第2条【名称、位置、期間】

本規約は以下の施設及び期間について規定したものである。

名称	位置
茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール (愛称：はまぶー 浜須賀プール)	神奈川県茅ヶ崎市浜須賀 18 番 38 号
茅ヶ崎市営殿山水泳プール (愛称：とのぶー 殿山プール)	神奈川県茅ヶ崎市甘沼 285 番地 1

期間 ・ ・ 令和 5 年度から令和 9 年度の毎年 6 月第 3 週月曜日から 6 月末日及び 9 月 1 日から 9 月第 2 週日曜日まで

第3条【指定管理者】

ハヤシグループ

(代表企業)

株式会社ハヤシ

住所 神奈川県茅ヶ崎市松浪一丁目 8 番 14 号松浪ビル 2 階

電話番号 0467-84-5351

第4条【専用利用の目的】

プールの専用利用は、その設置目的「スポーツの振興を図り、もって市民の健康増進に寄与するため」(条例第 9 条 2 項)をより広く効果的に達成することを目的とし、申請によりそれが認められる場合に限り承認を受けられるものとする。

第5条【専用利用の承認等】

プールを専用して利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合に限り、前項の承認(以下「専用利用承認」という。)をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用承認をすることができない。

- 1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 2) 申請した個人又は団体(団体内の個人も含む)が集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある個人又は組織であると認められるとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 3) プールの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 4) 前 3 号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、専用利用承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第6条【専用利用の申請等】

プールの専用利用承認を受けようとするものは、茅ヶ崎市営水泳プール専用利用申請書により指定管

理者に申請しなければならない。ただし、事前の申し込みや問い合わせ方法についてはこの限りではない。

- 2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の1月前までの期間内に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合において、専用利用承認をするときはその旨を、専用利用承認をしないときはその旨及びその理由を、茅ヶ崎市営水泳プール専用利用決定書（以下「専用利用決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

第7条【専用利用の内容の変更】

専用利用承認を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、専用利用承認を受けた内容の変更をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 専用利用者は、前項の承認を受けようとするときは、茅ヶ崎市営水泳プール専用利用変更申請書に専用利用決定書を添えて指定管理者に申請しなければならない。
- 3 第6条第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、第6条第3項中「茅ヶ崎市営水泳プール専用利用決定書（以下「専用利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市営水泳プール専用利用変更決定書」と読み替えるものとする。

第8条【専用利用承認の取消し等】

専用利用者はその利用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎市営水泳プール利用取消届に専用利用決定書を添えて利用日の7日前までに指定管理者に届け出なければならない。ただし、届け出の期日については指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させることができる。
 - 1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 2) 専用利用者が第5条第3項に規定する条件に違反したとき。
 - 3) 専用利用者が本規約又は条例、施行規則その他関係法令に違反したとき。
 - 4) 専用利用者が偽りその他不正の行為により専用利用承認を受けたとき。
 - 5) 災害その他やむを得ない理由により緊急の必要が生じたとき。

第9条【専用利用料金】

専用利用者は指定管理者が指定する期日までに条例に準じ、市長の承認を得て定めた下表に掲げる専用利用料金（以下「専用利用料金」という。）を納付しなければならない。

プール	区分	単位	金額
茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール (愛称：はまぷー浜須賀プール)	大プール	2 時間	20,370 円
	中プール		16,290 円
	小プール		1,010 円
茅ヶ崎市営殿山水泳プール (愛称：とのぷー浜須賀プール)	大プール		20,370 円
	小プール	1,010 円	

- 2 専用利用料金は前納とし、利用日の7日前までに指定管理者に納付することとする。ただし、指定管

理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 専用利用者に次の各号に定める特別な理由がある場合、指定管理者が認めたものについて利用料金の全部又は一部を免除することができる。免除申請をする場合は専用利用料金減免申請書に専用利用決定書を添えて指定管理者に届出をしなければならない。

- 1) 市が主催し、又は共催する事業のために利用するとき、専用利用料金の額の全額免除
- 2) 上記項目に掲げるほか、市長が特に必要であると認めるとき、その都度市長が定める金額
- 4 既納した専用利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が次の各号に定める災害その他特別の理由があると認める場合、その全部又は一部の額を当該各号に定めるとおり還付することが出来る。還付申請をする場合は還付金申請書に専用利用決定書を添えて指定管理者に届出をしなければならない。
 - 1) 指定管理者が災害その他専用利用者の責めに帰することのできない理由によりプールを利用することができないと認めるとき、既納の利用料金の額の全額
 - 2) 災害その他やむを得ない理由により緊急の必要が生じ、指定管理者により専用利用承認を取り消し、又はその利用を中止させたとき、既納の利用料金の額の全額
 - 3) 専用利用者が利用しようとする日の7日前までに第8条の規定により届け出たとき、既納の利用料金の額の10分の8に相当する額
 - 4) 専用利用者が利用しようとする日の7日前までに第7条の規定により届け出、それを指定管理者が承認したとき、当該過納額
 - 5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき、その都度指定管理者が定める額

第10条【販売行為】

専用利用者は、プール内においての物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときはこの限りではない。

第11条【施設の設備等】

専用利用者は、プールに特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 承認を受けようとするときは、茅ヶ崎市営水泳プール特別の設備等申請書に特別の設備又は備付けの器具以外の器具に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。
- 3 第6条第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、第6条第3項中「茅ヶ崎市営水泳プール専用利用決定書(以下「専用利用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市営水泳プール特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。
- 4 前項の承認を受けた者は、特別の設備の設置又は備付けの器具以外の器具の使用に要する費用の全額を負担しなければならない。
- 5 専用利用者は、プールの利用を終了したとき又は第8条の規定により専用利用承認を取り消され、若しくはその利用を制限され、若しくは中止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。
- 6 利用者は、プールの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

7 専用利用者は、前項の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

8 利用者は、プールの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を関係職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

第12条【利用打合せ】

専用利用者は、指定管理者が指定する日までに関係職員と利用方法その他必要な事項について打合せをしなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第13条【責任者等】

専用利用者は、その利用に係るプールの秩序を保持し、及び安全を確保するためあらかじめ責任者を定めておかななければならない。

2 専用利用者は、その利用に係るプール内外の秩序を保持し、及び安全を確保するため必要な監視員を配置しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

第14条【利用の制限】

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プールの利用を拒み、又は中止させることができる。

- 1) 小学校(義務教育学校を含む。以下同じ。)の第3学年以下の者又は介護を要する者が利用する場合にあっては、付添人がいないとき。
- 2) 疾病にかかり他の利用者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3) 酒気を帯びているとき。
- 4) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- 5) プールの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認められるとき。

第15条【利用者の遵守事項】

利用者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- 1) プールの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)並びに備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- 2) 承認を受けないで附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- 3) 承認を受けないで壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- 4) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- 5) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- 6) 指定された場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- 7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 8) その他関係職員の指示に従うこと。

第16条【委任状】

プールの専用利用にあたり、申請した代表者が何らかの理由により届出できない場合においては委任状を作成し、申請利用書を添えて指定管理者に届出をしなければならない。

専用利用者は上記専用利用規約を承認したものである場合、下記に日付と団体名・氏名の記入をすること。

年 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____